

# 請願・陳情參考資料

平成21年6月8日

商工労働部

陳 情 (新規)

(雇用人材総室)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>21年 - 16 (21. 5. 26)</p>	<p>商 工 労 働</p>	<p>最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁 (鳥取市西町3丁目101-2)</p>	<p>[最低賃金制度について] 最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>○最低賃金の決定 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議が行われ、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>○現在の最低賃金(時間額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県 629円 (H20.10.26～)</li> <li>・最高 766円 (東京都、神奈川県)</li> <li>・最低 627円 (宮崎県、鹿児島県、沖縄県)</li> <li>・平均 703円</li> </ul> <p>[雇用維持と安定雇用の創出に向けた政府の取組] 「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」が平成21年3月23日になされ、その中で、経営側は雇用の維持・確保に最大限の努力を行うこととされた。</p> <p>(政府、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会の五者による合意)</p>